

施設常任委員会資料

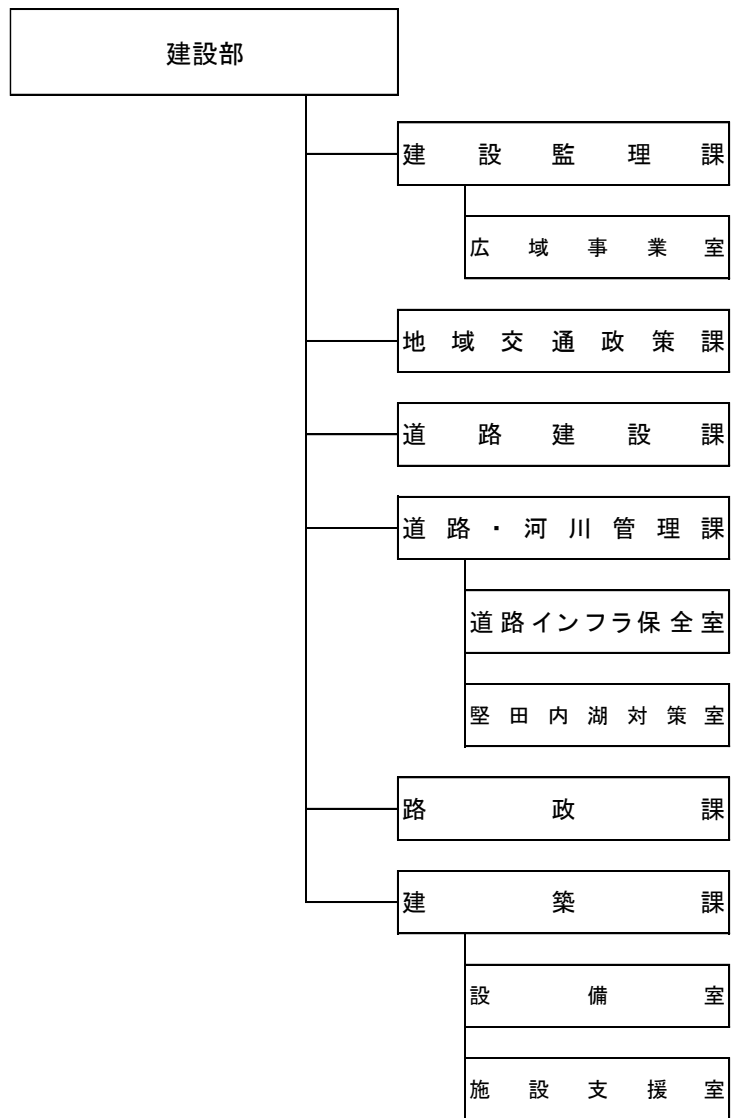
(令和 7 年度)

建設部

目 次

機構図	3
建設監理課	4
広域事業室	7
地域交通政策課	1 2
道路建設課	1 6
道路・河川管理課	2 1
道路インフラ保全室	2 7
路政課	3 0
建築課・設備室・施設支援室	3 5

令和7年度行政機構図



建設監理課

1 課の事務概要

(1) 技術管理グループ

- ① 土木積算システムの保守、管理及び運用に関すること。
- ② 公共工事の設計、積算及び施工に係る技術に関すること。
- ③ 公共工事の品質確保に係る国及び県との連絡調整に関すること。
- ④ 技術職員の支援及び研修に関すること。
- ⑤ 滋賀県土木交通部発行の土木工事標準積算基準書図書の管理に関すること。
- ⑥ 公共基準点及び街区基準点の保全及び管理に関すること。

(2) 駐車場グループ

- ① 自転車駐車場の整備及び管理に関すること。
- ② 放置自転車等の対策に関すること。
- ③ 駐車場事業に関すること。
- ④ 公共駐車場の指定管理者による管理に関すること。

(3) 建設総務グループ

- ① 県営工事負担金に関すること。
- ② 滋賀県建設業協会等との連絡調整に関すること。
- ③ 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- ④ 公印の保管に関すること。
- ⑤ 課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 瀬田駅前自転車駐車場老朽化対策工事

昭和56年10月開設 2,850㎡ 2階建

(2) 晴嵐自転車駐車場老朽化対策工事設計委託

昭和59年 4月開設 975㎡ 2階建

(3) 浜大津公共駐車場受変電設備更新工事

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

該当なし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

広域事業室

1 室の事務概要

- ① 新名神高速道路の建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ② その他国・県の広域的道路事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ③ 大戸川ダム対策本部に関すること。
- ④ 大戸川ダム建設、大津放水路建設に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ⑤ その他国・県の広域的河川事業の調整及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ⑥ 室の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 新名神高速道路建設事業の促進

- ① 大津～城陽間の建設及び6車線化事業（令和2年3月事業許可）の促進

L＝約25.1km（うち大津市域約12.2km）

現在建設中の新名神高速道路（大津～城陽間）の開通予定時期については、令和6年1月に令和6年度の開通は

困難な状況であることが公表され、さらに、同年１２月、「少なくとも４年以上、工事の進捗によっては更に１～２年程度の期間を要する見込み」とすることが発表された。

引き続き、大津～城陽間の早期開通及び６車線化事業の促進について国及びNEXCOに対して要望していく。

- ② 大石地区のサービスエリア（ＳＡ）に付随する「スマートインターチェンジ（ＳＩＣ）」（平成２６年８月連結許可）の同時共用

ＳＩＣを本線と同時供用することについて、引き続き、国及びNEXCO、県に対して要望していく。

（２）滋賀京都連絡道路（国道１号バイパス）整備に向けた調査の着実な推進及び早期の事業化

滋賀京都連絡道路については、令和７年４月、国において、計画段階評価を進めるための調査の調査箇所を選定したことが公表されたことから、滋賀京都連絡道路の計画段階評価を進めるための調査を着実に推進し、早期に事業化することについて、国及び県に対して要望していく。

（３）国道１６１号改良整備事業の促進

湖西道路（真野ＩＣ～坂本北ＩＣ間）の４車線化及び小松拡幅（１４工区）については、令和７年秋に供用開始が予定されているところであるが、以下の区間について、引き続き、国及び県に対して要望していく。

- ① 小松拡幅（１３工区 昭和６３年７月 暫定２車線供用

令和６年１２月 ルート変更に伴う都市計画決定）

延長 Ｌ＝約４．３km（うち大津市域：約０．８km）

(4) 国道477号の整備促進

琵琶湖大橋西詰交差点から真野ICまでの4車線拡幅事業については、令和6年4月に供用開始されたところであるが、以下の区間について、引き続き、県に対して要望していく。

① 湖西道路～びわこサイエンスパーク間の4車線化の早期事業化

延長 L＝約6.1km

② 還来神社～途中小橋間の自転車歩行者道等交通安全施設の早期整備

延長 L＝約0.7km

令和7年度事業予定 詳細設計、用地補償

(5) 主要地方道伊香立浜大津線整備事業の促進

主要地方道伊香立浜大津線については、本市の北部と中心部を結ぶ重要な幹線道路であり、県において、調査設計、用地調査、工事等が進められている。

引き続き、千野・坂本工区の早期整備と仰木工区の早期着手を要望していく。

① 千野・坂本工区 延長 L＝約1.7km

令和7年度事業予定 用地補償、道路改良工事

② 仰木工区 延長 L＝約1.5km

令和7年度事業予定 地形測量、予備設計

（６）大戸川ダム建設事業の促進

大戸川ダム建設事業については、令和３年８月策定の淀川水系河川整備計画（変更）に大戸川ダム本体工事の実施が明記され、国において、ダム本体及び付替道路等の調査設計が進められている。

引き続き、大戸川ダムの早期建設を国及び県に対して要望するとともに、関連事業である主要地方道大津信楽線と交差する付替県道栗東信楽線の早期完成並びに大戸川の河川改修及び適正な維持管理を要望していく。

（７）大津放水路建設事業の促進

大津市中南部地域における市街地を流下する８河川（三田川・狐川・盛越川・兵田川・篠津川・相模川・堂の川・諸子川）流域の洪水被害を軽減するため、平成４年から取組が開始された国の直轄事業（放水路整備）の進捗状況は以下のとおり。

- ① 一期区間（瀬田川～盛越川　Ｌ＝約２．４km）　平成１７年６月１２日通水
- ② 二期区間（盛越川～諸子川　Ｌ＝約２．３km）

令和３年８月策定の淀川水系河川整備計画（変更）において『未着手である盛越川から諸子川までの延伸について、浸水実績や近年の降雨状況等も踏まえ実施時期を検討する。』とされており、実施時期の速やかな検討と早期着手について、引き続き国及び県に対して要望していく。

（８）瀬田川（鹿跳溪谷）改修

琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するためには、瀬田川の河道掘削に続き鹿跳溪谷の改修を実施する必要がある、景観、

自然環境の保全や親水性の確保等の観点を重視した河川整備について、国において検討が進められている。

流域の治水安全度が向上する整備の推進を要望するとともに、整備に当たっては、地域関係者の意見が適切に反映され、当該地の景観、自然環境の保全等についても配慮されるよう、引き続き国及び県に対して要望していく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 大戸川ダムに係る水源地域整備計画の精査及び地域との協議

大戸川ダムの本体建設計画に伴い、平成13年に現水源地域整備計画が作成されたが、ダム形状が多目的ダムから流水型ダムへと変更され、ダムサイトの計画位置も上流へ約900m移動することとされた。

現在、大戸川ダム本体工事にかかる調査・設計が進められていることから、現在、大戸川ダム工事事務所を中心として、大戸川ダム地域振興ビジョンの策定の検討に向け、牧町及び大鳥居町と協議を進めている。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

地域交通政策課

1 課の事務概要

- (1) 地域公共交通の維持・確保に関すること。
- (2) 鉄軌道、旅客自動車等の交通機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に関すること。
- (4) 公共交通関連施設の管理に関すること。
- (5) バス停におけるベンチの設置に関すること。
- (6) ビワイチの推進に関すること。
- (7) バリアフリー化の推進に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

(1) 大津市移動等円滑化促進方針の策定と大津市バリアフリー基本構想の改定について

平成23年3月に策定した「大津市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区を中心に面的・一体的なバリアフリーを進めてきたが、同基本構想が令和6年度末で終期を迎えることから、令和5年度及び令和6年度の2ヶ年で次期バリアフリー基本構想等の策定を進めてきた。

令和6年度は、大津市バリアフリー推進協議会における議論や各種団体との意見交換会等を踏まえ、市全域の新たなバリアフリーに係る方針として「大津市移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」を策定するとともに、重点的かつ一体的なバリア

フリー化を図る重点整備地区等を位置付けた「大津市バリアフリー基本構想（実行計画）」を改定した。

令和７年度からは新たな基本構想等に基づき、目指すべきまちの姿の実現に向け、設定した指標について進捗管理を行うとともに、必要に応じ見直しを行っていく。

３ 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

（１）第２次大津市地域公共交通計画の策定について

令和３年３月に策定した「大津市地域公共交通計画」に基づき、既存の地域公共交通の維持を図るとともに、路線バスが廃止等となり代替交通手段の確保が困難な地域においてはデマンド型乗合タクシーを運行し、地域公共交通の確保に努めている。

現行計画が令和７年度末をもって終期を迎えることから、新たに令和８年度を始期とする「第２次大津市地域公共交通計画」を策定する。

４ 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

（１）第２次大津市地域公共交通計画 令和７年１２月頃

５ 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

（１）地域公共交通の維持・確保について

① 路線バス、タクシーについて

既存の地域公共交通を維持することが重要であるとの認識のもと、路線バスでは、地域バス路線運行等対策費補助金による運行支援を行い、市内タクシー事業者には、令和6年度から普通第二種運転免許及び中型第二種運転免許の取得支援を行っているが、交通事業者からは、深刻化する運転手不足などを背景に、経営環境の厳しさが一層増しているとの声が寄せられており、令和7年度においても、これらに力点を置いた取組を継続するとともに、引き続き、利用促進や補助のあり方などについて交通事業者や地域住民と協議を重ねていく。

② デマンド型乗合タクシーについて

路線バスが廃止等となり代替交通手段の確保が困難な地域においては、デマンド型乗合タクシーを運行し、移動手段の確保に努めている。志賀地域では平成27年10月から、葛川、伊香立、仰木、上田上、晴嵐台地域では、令和3年4月から実証運行を開始し、効率的かつ持続可能な運行となるよう、令和5年4月には、自宅送迎の廃止や利用料金の統一など運行内容の見直しを行い、令和6年7月には、志賀地域でWeb予約を導入した。

引き続き、地域住民、交通事業者の三者協働により、利用促進や利便性向上に繋がる取組を進めていく。

(2) 地域公共交通を補完する移動手段のあり方について

令和7年度から新たに、無償運送事業を主体的に実施する地域の団体に対して、運営経費の一部を試行的に補助する「無償運送事業補助金」を実施し、補助事業を通じて、地域公共交通を補完する移動手段のあり方について、検討を深めていく。

(3) JR湖西線のバリアフリー化の推進について

エレベーター未整備駅であるJR湖西線4駅（蓬萊駅、志賀駅、近江舞子駅、北小松駅）は全て高架駅であり、ホームへの昇り降りには長い階段を使用しなければならず、特に、高齢者や障害者等の乗客には負担が大きく、利用者の利便性と安全性の向上が必要である。

国に対しては、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に、「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を優先的な整備対象に追加することを滋賀県と連携し、引き続き要望するとともに、JR西日本に対しては、令和7年3月に策定した「大津市バリアフリー基本構想」においてJR湖西線4駅を重点整備地区の生活関連施設に位置付けたことから、早期のバリアフリー整備の実現について、引き続き要望を重ねていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

道 路 建 設 課

1 課の事務概要

(1) 建設第 1 係

- ① 都市計画道路の事業認可に関すること。
- ② 都市計画道路の工事に関すること。
- ③ 道路網整備計画に関すること。

(2) 建設第 2 係

- ① 道路及び橋梁の新設及び改良の工事に関すること。
- ② 広場の事業認可及び工事に関すること。

(3) 用地係

- ① 都市計画道路の事業認可（建設第 1 係の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。
- ② 都市計画道路に係る用地取得及び当該取得に伴う補償に関すること。
- ③ 道路、広場及び橋梁の新設及び改良に係る用地取得並びに当該取得に伴う補償に関すること。
- ④ 課の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1)市道幹1009号線の整備推進(都市計画道路3・4・21号本堅田真野線)

《道路交通安全施設等整備事業費補助》

大津市真野一丁目ほか

事業年度 平成18年度～

延長 1,450m、幅員 18m

第1工区 延長 380m

堅田駅西口土地区画整理事業区域～市道北1103号線

平成30年5月9日一部供用開始

第2工区 延長 340m

市道北1103号線～真野川～国道477号

現在施工中

第3工区 延長 730m

国道477号～市道幹1007号線(びわこローズタウン)

平成28年4月27日供用開始

(2) 都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線の整備推進

《道路交通安全施設等整備事業費補助》

大津市坂本三丁目ほか

事業年度 平成 25 年度～

延長 690m、幅員 16m

(3) 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線(北国町工区)の整備推進

《道路交通安全施設等整備事業費補助》

大津市三井寺町ほか

事業年度 平成 22 年度～

延長 330m、幅員 16m

(4) 都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線の整備推進

《道路交通安全施設等整備事業費補助》

大津市堅田二丁目ほか

事業年度 平成 29 年度～

延長 510m、幅員 14m

(5) 市道幹2028号線（大石小田原町）の整備推進【新名神関連】

《防災・安全交付金》

事業年度 平成26年度～

延長 780m、幅員 8m

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 国・県連携の地域幹線道路の整備推進

市道幹2028号線の道路整備事業については、新名神高速道路事業の建設発生土を活用し、道路を築造する計画であり、建設発生土の運搬及び路体盛土の施工を一括管理することで、工期の短縮化や経済性の確保に加え、施工性の向上が期待できることから、西日本高速道路(株)関西支社と令和2年5月に「大津市道幹2028号線道路整備工事の委託に関する基本協定」を締結し、工事を委託している。

なお、新名神高速道路事業（大津～城陽間）は、当初、令和5年度の完成を目指して事業を推進されてきたが、令和6年12月に工事の完了まで少なくとも4年以上、工事の進捗によっては更に1から2年程度の期間を要する見込みであることが公表されていることから、事業を効率的に推進するため、委託期間の延長等について、引き続き、同社との協議が必要となる。

- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの
該当なし

道 路 ・ 河 川 管 理 課

1 課の事務概要

(1) 管理係

- ① 市街灯の新設及び市街灯・防犯灯の維持管理に関すること。
- ② 駅前広場の管理に関すること。
- ③ 道路の管理瑕疵による事故処理に関すること。
- ④ 道路法の規定による工事施行命令に関すること。
- ⑤ 道路賠償責任保険に関すること。
- ⑥ アダプトプログラム・道路愛護等に関すること。
- ⑦ 放置自動車等対策に関すること。
- ⑧ 雪寒対策業務に関すること。
- ⑨ 私道整備補助事業に関すること。
- ⑩ 社会資本整備総合交付金に関すること。（他課の分掌事務に属さないもの。）
- ⑪ 課、道路インフラ保全室及び堅田内湖対策室の一般庶務及び予算・決算に関すること。

（２）維持第１係、第２係、第３係

- ① 道路、道路構造物の維持修繕に関すること。
- ② 市道及び法定外道路の施設管理に関すること。
- ③ 市道及び法定外道路に係る災害復旧工事に関すること。
- ④ 交通安全施設の工事に関すること。

（３）街路樹係

- ① 街路樹の維持管理及び整備に関すること。
- ② 緑地台帳の整備に関すること。

（４）河川係

- ① 準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の新設、改良及び維持管理に関すること。
- ② 準用河川及び普通河川等に係る災害復旧工事に関すること。
- ③ 河川台帳、急傾斜地防災施設台帳の整備に関すること。
- ④ 港湾施設（堅田、雄琴、膳所、南小松）の維持管理に関すること。

（５）堅田内湖対策室（兼務職員８人）

- ① 堅田内湖の治水及び利水に関する内湖周辺の関連事業との調整に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの

該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 交差点等における安全対策事業の実施

交差点部における人身事故や車両同士による事故が後を絶たないことから、令和4年度から重点的に、対策が必要な交差点部における道路線形の改良や車両進入防護柵の設置を行うなど、歩行者や車両が安心して快適に移動できるよう交通安全対策を進めている。

今後はさらに、交差点の見通し確保のため、「大津市の道路、施設の見通しの確保に係る設計、管理上の指針」及び「大津市街路樹等管理ガイドライン」に基づき、交差点付近の植樹帯の一部除却を行うなど、積極的な交通安全対策を行っていく。

・令和7年度に施工を予定している主な路線

市道幹1077号線（仰木の里一丁目ほか）

市道幹1031号線（皇子が丘三丁目ほか） ほか

(2) 市街灯等管理事業（LED化推進）の実施

開発行為による帰属や防犯灯の寄付等に伴い、管理基数は年々増加しており、現在では市街灯・防犯灯合わせて約

32,000基を維持管理しているが、経費の削減と環境負荷の軽減を図るため、蛍光灯具（H23年度当時24,000基）のLED器具への更新を計画的に進め、令和4年度末に更新が完了した。令和5年度からは水銀灯（約3,000基）のLED器具への更新を開始し、照明器具の長寿命化による修繕料の軽減と、消費電力量の減少に伴う光熱水費の効率化を進めていく。

（３）街路樹管理事業の実施

本市には約12,000本の街路樹が存在しており、平成28年度に策定した街路樹診断計画に基づき年次的に樹木点検や診断を実施し、点検・診断結果を踏まえ、剪定や防除（病虫害駆除）などの維持管理を行っている。

令和7年度からは街路樹係を創設するとともに、街路樹や植栽の維持管理における取組を再整理し、持続可能な維持管理を適切に行うため、本年4月に「街路樹等管理ガイドライン」を策定したところであり、引き続き、良好な景観を形成し、人と環境にやさしい魅力ある街に寄与する街路樹となるよう適正な維持管理に努めていく。

（４）河川改修事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施

① 令和3年8月の集中豪雨により、沿線家屋への浸水や護岸の損傷被害のあった鼠谷川（山中町）について、当該河川の改修整備を求める住民の要望に応え、自然災害防止事業債を活用して整備を進めていく。

・河川改修工事（鼠谷川）

全体整備延長 $L = 120\text{m}$

② 急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を守るため、急傾斜地崩壊対策事業として、県とともに危険区域の調

査、指定及び防災工事を進めていく。

- ・市事業：2地区（伊香立上龍華町地区、大石小田原地区）

- ・県事業：7地区（葛川坊村地区、比叡平地区、山中町地区、大谷地区、逢坂地区、朝日が丘地区、上田上桐生地区）

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

（１）洪水対策及び土砂災害防止対策について

本市域で洪水対策を要する一級河川は大小合わせて74河川あり、その多くは近年の気候変動による降雨量の増加や災害の激甚化の影響、さらに宅地開発の進展等による降雨時の流出量の増加、これらの流出量の変化に適応させるための河川改修が緊急の課題となっている。こうしたことを踏まえ、洪水から市民の生命、財産を守るため、一級河川の管理者である滋賀県に対し計画的に改修を進めるよう要望している。

このほか、土砂災害防止対策を要する地域における砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業の推進についても、県に対し要望していく。

また、河川内の土砂堆積等に起因する溢水被害の未然防止のため、令和2年度より国の有利な起債を活用し、市が管理する普通河川等の浚渫事業に取り組んできたところであり、引き続き、県等との調整を行い、適正な維持管理に取り組んでいく。

- 6 その他、特に報告すべきと思われるもの
該当なし

道路インフラ保全室

1 室の事務概要

- ① 道路インフラ施設の長寿命化計画に関すること
- ② 橋梁の維持管理に関すること。
- ③ 橋梁に係る災害復旧工事に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの 該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 市道橋法定点検及び橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修業務

計画策定橋（１０２０ 橋管理（令和６年１２月時点））

《道路メンテナンス事業費補助》

- ・ 橋梁点検業務 令和６年度～令和１０年度（５年サイクル３期目）

点検橋梁箇所（予定） 令和７年度：１７８橋

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修

令和７年度：堂村橋ほか９橋

（２）道路法に基づく道路施設の点検について

大津市道路等施設マネジメント基本方針に基づき、各道路施設長寿命化計画を策定する必要がある。

現在、橋梁、トンネル、舗装、特定道路土工構造物、大型カルバートは個別計画を策定済みである。

令和７年度は、次年度以降の道路擁壁及び法面の点検に向けた総数の整理を行う予定。

（３）舗装長寿命化推進事業

約１，５６０ｋｍに及ぶ市道の舗装について、通行量や利用頻度、道路損傷の危険度等を判断しながら、計画的に効果的な補修等を進めていく必要があることから、令和２年１２月に舗装長寿命化修繕計画を策定した。幹線道路等においては、定期的な点検・診断の結果に応じて適切な時期に修繕や補修を行う「予防保全型」の維持管理を行うこととし、効率的かつ効果的な修繕補修により、快適で円滑な交通の確保を行う。

なお、対象となる路線については、令和４年度及び令和５年度に実施した主要道路の路面性状調査２５７ｋｍのうち、修繕段階と判明した約４２ｋｍについて、１０年間で計画的に補修・改修を実施することにより、舗装の長寿命化を促進し、維持管理費に係る費用の平準化及び縮減を図る。

・令和７年度に施工を予定している主な路線

市道幹１０５２号線（国分一丁目）

市道幹１０４１号線（朝日が丘二丁目）

市道幹２１０９号線（仰木の里七丁目） ほか

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

平成26年から橋梁（歩道橋含む）の点検を実施しており、計58橋が「道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期措置を講ずべき状態」と規定される点検区分Ⅲと評価された。

現在までに40橋の補修工事が完了している。

令和7年度は、残る18橋のうち、10橋の補修工事を予定しており、令和8年度以降も引き続き対策を講じていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

該当なし

路 政 課

1 課の事務概要

(1) 審査係

- ① 市道、法定外道路及び普通河川等の占用等の許可及び不正使用の排除のための査察指導に関すること。
- ② 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定による道路管理者以外の者が行う工事及び大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例（平成 16 年条例第 59 号）第 5 条第 1 項の規定による工事の承認及び工事施行状況の監視に関すること。
- ③ 市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 32 条の規定による協議及び同法第 36 条の規定による完了検査に関すること。
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に係る県及び庁内関係部局との連絡調整に関すること。

(2) 用地係

- ① 市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産管理に関すること。
- ② 市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の財産取得に関すること。
- ③ 準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の整備に係る用地処理に関すること。
- ④ 準用河川、普通河川等及び急傾斜地防災施設の用地管理に関すること。

- ⑤ 市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第 40 条の規定による土地の帰属に関する事。
- ⑥ 市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の敷地に係る用地紛争の処理に関する事。
- ⑦ 法定外道路及び普通河川等の用途廃止に関する事。
- ⑧ 法定外道路及び普通河川等の特定図の整備保管に関する事。

(3) 路政係

- ① 市道路線の認定、変更及び廃止に関する事。
- ② 道路台帳及び道路網図の整備保管に関する事。
- ③ 準用河川台帳の整備保管に関する事。
- ④ 市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第 32 条の規定による協議及び同法第 36 条の規定による完了検査に関する事(審査係の分掌事務に属するものを除く。)
- ⑤ 市道、法定外道路及び普通河川等に係る都市計画法第 40 条の規定による土地の帰属に関する事(用地係の分掌事務に属するものを除く。)
- ⑥ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく準用河川の占用等の許可並びに不正使用の排除のための査察指導に関する事。
- ⑦ 準用河川の管理者以外の者が行う工事の承認及び工事施行状況の監視に関する事。
- ⑧ 一級河川に係る河川法に基づく占用等の許可に関する申請の受付及び経由事務に関する事。

- ⑨ 道路法第 47 条の 2 の規定による特殊車両通行許可に関すること。
- ⑩ 大津市港湾の管理に関する条例(平成 20 年条例第 54 号)に規定する港湾の使用の許可等に関すること。
- ⑪ 公印の保管に関すること。
- ⑫ 課の一般庶務に関すること。

(4) 境界地籍係

- ① 市道、法定外道路、準用河川及び普通河川等の境界確定に関すること。
- ② 国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)に基づく地籍調査に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

地籍調査事業	膳所地区	0.02 k m ² (街区境界型)
	瀬田地区	0.02 k m ² (街区境界型)

(参考：実施成果)	計	4.50 k m ²
H3	和邇南浜地区	0.30 k m ² (一筆地調査)
H14～25	中央地区	0.24 k m ² (一筆地調査)
H18～20	稲葉台地区	0.15 k m ² (一筆地調査)
H23～26	膳所・中央地区ほか	2.39 k m ² (官民先行型)
H27～28	長等地区	0.59 k m ² (官民先行型)
H28～R2	膳所地区	0.57 k m ² (官民先行型)
R3～4	膳所地区	0.08 k m ² (街区境界型)
R5	萱野浦地区	0.10 k m ² (街区境界型)
R6	萱野浦地区	0.08 k m ² (街区境界型)

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

該当なし

6 その他、特に報告すべき事項

路政課が所管する境界確定及び許認可等の実績件数（年度末時点）

件数		令和４年度	令和５年度	令和６年度
市道及び法定外道路等の官民境界確定	申請	180	215	171
	確定	199	190	164
道路法許可	承認	200	224	177
	占用	1,535	1,492	1,360
法定外道路等許認可	承認	73	82	63
	占用	457	453	396
開発等の申請受理	開発等	68	63	54
	中高層建築物	15	9	10
一級河川の申請受付・経由		664	708	721

建 築 課 ・ 設 備 室 ・ 施 設 支 援 室

1 課・室の事務概要

建築課・設備室・施設支援室は、市有建物の適正管理と長寿命化に向け、施設所管所属からの依頼による市有建物の建設工事や営繕工事に係る計画、設計及び工事監理並びに施設の定期点検、維持管理の技術支援等の業務及び公共施設包括管理業務を所管している。

建築課

(1) 建築第1係

- ① 主に南部地域（市道幹1042号線以南をいう。）の市有建物の建設工事及び営繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ② 建築に係る小額工事の単価査定に関すること。

(2) 建築第2係

- ① 主に北部地域（市道幹1042号線以北をいう。）の市有建物の建設工事及び営繕工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ② 建築に係る小額工事の単価査定に関すること。

（３）土地造成係

- ① 学校用地、住宅用地等の土地造成工事に係る計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ② 建築課、設備室及び施設支援室の庶務に関すること。
- ③ 土地造成に係る小額工事の単価査定に関すること。

設備室

（１）機械グループ

- ① 市有建物の建設工事及び営繕工事に係る機械設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ② 機械設備に係る小額工事の単価査定に関すること。

（２）電気グループ

- ① 市有建物の建設工事及び営繕工事に係る電気設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ② 電気設備に係る小額工事の単価査定に関すること。

（３）空調グループ

- ① 市有建物の建設工事及び営繕工事に係る空調設備工事の計画、設計、現場監督及び検査に関すること。
- ② 空調設備に係る小額工事の単価査定に関すること。

施設支援室

(1) 施設支援グループ

- ① 市有建物の定期点検に関すること。
- ② 市有建物の維持管理の技術的支援に関すること。
- ③ 建築保全業務積算システムの管理に関すること。

(2) 施設包括管理グループ

- ① 公共施設包括管理業務に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業でその成果を報告すべきと思われるもの
該当なし

3 今年度の主な事業の中で報告すべきと思われるもの

(1) 工事関係 (50百万円以上)

- ・ 堅田小学校長寿命化改良等工事 (R5 より継続、最終年度)
- ・ 堅田小学校長寿命化改良等電気設備工事 (R5 より継続、最終年度)
- ・ 堅田小学校長寿命化改良等機械設備工事 (R5 より継続、最終年度)
- ・ 膳所小学校長寿命化改良等工事 (R5 より継続、最終年度)

- ・膳所小学校長寿命化改良等電気設備工事（R5 より継続、最終年度）
- ・膳所小学校長寿命化改良等機械設備工事（R5 より継続、最終年度）
- ・伊香立市民センター新築工事（R6 より継続、最終年度）
- ・伊香立市民センター新築電気設備工事（R6 より継続、最終年度）
- ・伊香立市民センター新築機械設備工事（R6 より継続、最終年度）
- ・北大路中学校長寿命化改良等工事（R6 より継続）
- ・北大路中学校長寿命化改良等電気設備工事（R6 より継続）
- ・北大路中学校長寿命化改良等機械設備工事（R6 より継続）
- ・瀬田東小学校長寿命化改良等工事（R6 より継続）
- ・瀬田東小学校長寿命化改良等電気設備工事（R6 より継続）
- ・瀬田東小学校長寿命化改良等機械設備工事（R6 より継続）
- ・志賀聖苑空調設備更新工事（R6 より継続）
- ・木戸市民センター空調設備更新工事（中央熱源系統）（R6 より継続、最終年度）
- ・令和 6 年度大津市立学校体育館空調設備設置工事（R6-1）（R6 より継続、最終年度）
- ・令和 6 年度大津市立学校体育館空調設備設置工事（R6-2）（R6 より継続、最終年度）
- ・滋賀県旧警察官舎除却工事
- ・石山中学校トイレ改修工事（C 工区）
- ・田上中学校トイレ改修工事（B 工区）

- ・ 仰木の里小学校トイレ改修工事（B 工区）
- ・ 坂本小学校トイレ改修工事（B 工区）
- ・ 真野中学校トイレ改修工事（C 工区）
- ・ 青山小学校トイレ改修工事（A 工区）
- ・ 栗津中学校トイレ改修工事（B 工区）
- ・ 仰木中学校トイレ改修工事（A 工区）
- ・ 和邇小学校トイレ改修工事（A 工区）
- ・ 藤尾小学校トイレ改修工事（A 工区）
- ・ 中老人福祉センター空調更新工事
- ・ 瀬田駅前自転車駐車場老朽化対策工事
- ・ 旧比叡すこやか相談所解体工事
- ・ 生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット更新工事（地下 1 階及び 4 階系統）
- ・ 田上中学校体育館屋根防水改修工事
- ・ 比叡平小学校体育館屋根改修工事
- ・ 音羽台団地解体工事
- ・ 別保三丁目団地 A・B 棟屋上断熱防水及び外壁改修工事
- ・ 唐崎小学校長寿命化改良等工事
- ・ 唐崎小学校長寿命化改良等電気設備工事

- ・ 唐崎小学校長寿命化改良等機械設備工事
- ・ 真野小学校長寿命化改良等工事
- ・ 真野小学校長寿命化改良等機械設備工事
- ・ 真野小学校長寿命化改良等電気設備工事
- ・ 坂本市民体育館屋根防水、外壁塗装及び非構造部材耐震化等工事

(2) 委託関係（20百万円以上）

- ・ 打出中学校長寿命化改良等工事設計業務（R6より継続、最終年度）
- ・ 南郷小学校長寿命化改良等工事設計業務（R6より継続、最終年度）
- ・ 滋賀市民センター基本・実施設計業務
- ・ 石山小学校長寿命化改良等工事設計業務
- ・ 雄琴小学校長寿命化改良等工事設計業務
- ・ 唐崎小学校長寿命化改良等工事監理業務
- ・ 真野小学校長寿命化改良等工事監理業務

(3) 公共施設包括管理業務

- ・ 対象施設134施設（市民センター36施設、幼稚園・保育園43施設、小中学校55施設）に対し自家用電気工作物保安管理ほか各種点検業務、清掃、樹木管理、修繕（小額工事を含む、原則130万円以下）など19業務を実

施。令和6年11月から5業務（遊具点検、建築基準法第12条点検、緊急通報点検、修繕、巡回点検）を先行して開始済。

受託者 日本管財株式会社 滋賀事業所

契約期間 令和6年7月10日から令和11年3月31日まで

委託料 3,180,096,480円（税込）（債務負担あり）

（4）市有建物の定期点検に関すること。

- ・ 建築基準法の規定に基づく建築物等の定期点検を実施。（令和7年度予定 151施設）
- ・ 建築基準法の規定に基づく防火設備点検を、業務委託により実施。（令和7年度予定 19施設）

（5）技術支援業務

- ・ 市有建物のアスベスト対策に係る調査・実施への技術支援
- ・ 市有建物全般の事業計画・管理等に係る技術支援

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5 当面する課題、懸案事項等で報告すべきと思われるもの

近年、市有建物の老朽化に伴う施設所管所属からの工事等施行依頼が増大しており、事業の円滑な執行や工事監理業務の効率化が求められている。また、人件費及び物価上昇に伴う価格変動、民間技術者（担い手）不足に伴う入札参加者の減少への対応等について関係課との協議を進めている。

加えて、中長期的には、今後を担う本市技術職員及び民間技術者の確保と育成に関しても関係団体との連携を図っていくことが必要である。

さらに、令和6年度に開始した公共施設包括管理業務が円滑・適正に履行できているか、モニタリングにより確認し、課題等があれば適切に対応していく。また、施設支援室側の業務フローについても見直しを継続していく。

6 その他、特に報告すべき事項

該当なし